矢板市被災者支援システム導入業務公募型プロポーザル審査要領

1　趣旨

この要領は、矢板市被災者支援システム導入業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施する公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）を公平公正に実施するための審査基準を定めるものとする。

2　審査の実施主体

⑴　本件プロポーザルの審査は、矢板市被災者支援システム導入業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。

⑵　公平公正な審査を担保するため、審査委員会の委員の所属、氏名等は一切公表しない。

⑶　審査に関する最終権限は、審査委員会の審査委員長が有するものとする。

⑷　審査の実施に必要な庶務は、生活環境局において処理する。

3　参加資格要件

⑴　本件プロポーザルの参加資格要件は、実施要領第３項記載のとおりとする。

⑵　実施要領第６項により参加申込書を提出した事業者が参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。当該事業者が参加資格要件を満たさなくなった場合も、同様とする。

4　事前選考

⑴　本件プロポーザルを効率的に実施するため、参加申込書を提出した事業者が５社を超えた場合は、事前選考により参加者の絞り込みを行う。

⑵　事前選考は、提出された企画提案書を基に、別表の審査項目「プレゼンテーション、ヒアリング」を除く審査項目により実施する。

⑶　事前選考による順位が上位の５社について、本件プロポーザルプレゼンテーションへの参加を認める。

⑷　事前選考により決定した参加者のうちから参加辞退者又は失格者が出た場合であっても、順位の繰上げは行わない。

⑸　事前選考を実施した場合は、速やかに事業者に結果を通知する。

5　審査基準等

⑴　本件プロポーザルの審査方法は、企画提案書を基にしたプレゼンテーション審査及びヒアリングとし、審査の評価基準及び配点は別表のとおりとする。

⑵　配点の合計は、100 点とする。
⑶　それぞれの事業者の獲得点数は、審査委員会の委員が別表の基準に従いそれぞれ採点した点数を審査項目ごとに単純平均して小数点以下を四捨五入した点数を合計した点数とする。
⑷　仕様書「８　機能要件」に示した機能を一つでも有していない場合には、その時点で失格とする。
⑸　事業者が１社のみの場合であっても、審査委員会は審査を実施する。

6　順位の決定
⑴　審査委員会は、次に掲げる方法により事業者の順位を決定する。
ア　前項第３号の獲得点数の順番に、事業者に順位を付与する。
イ　獲得点数が同じ事業者が複数存在する場合は、以下の手順によりそれらの事業者間の順位を確定する。
①　獲得点数が同点の場合は見積書記載の価格が低い事業者を上位とする。
②　①が同列の場合は、審査委員長の採点結果が高い事業者を上位とする。
③　①及び②が同列の場合は、審査委員長のくじ引きにより上位を決定する。
⑵　前号の方法により確定した第１順位の事業者を、優先交渉権者とする。
⑶　順位の確定後、速やかに各事業者に獲得点数及び順位を通知する。また、第１順位の事業者名は、矢板市ホームページ上で公表する。

7　審査過程等の不開示
審査委員会による審査過程及び審査結果の詳細については、矢板市情報公開条例（平成１４年矢板市条例第６号）第８条第４号により不開示とする。

8　異議申立ての禁止
審査結果その他の審査委員会の決定事項について、事業者からの異議申立てを一切認めない。

9　その他
この要領に定めるもののほか、本件プロポーザルの審査に必要となる事項は、審査委員会が別に定める。

附　則
この要領は、令和８年 11 月２日から施行する。

別表

審査項目 【評価対象】	評価基準	評点
システムの機能	仕様書に沿ったシステムの機能を有しているか。また、業務の効率化を図るための機能等を有しているか。	20 点
システム運用開始に当たっての要件	どのようなシステム構成になっているか、準備（確保）するハードやネット環境の構築、スケジュール等は適正か。	10 点
リスク・品質管理	セキュリティ対策、障害発生時のシステム維持対策は構築されているか。特に災害時やアクセス集中時において、システムが安定して稼働するか。	15 点
導入実績及び他自治体への展開力	大規模災害時応援自治体や近隣市町をはじめとする他の自治体における導入・運用実績は豊富か。	10 点
操作性	直感的でマニュアルを見なくても短時間で操作できる画面設定・ＵＩになっているか。入力ミスを防止する設計になっているか。	10 点
他システムとの連携性・拡張性	庁内の基幹系システムやＧＩＳ等のシステムとのデータ連携が容易か。共通基盤や API 連携など、将来的な拡張性が考慮されているか。	5 点
法改正・様式改正への対応	被災者生活再建支援法や災害対策基本法等の法改正及び国が示す標準様式（罹災証明書様式など）の変更に、迅速かつ確実に対応できる体制と実績があるか。	5 点
導入支援・導入後の支援	職員に対する説明会の実施や回数、マニュアル作成等の導入支援、発災時のサポート体制等が十分に確保できるか。	10 点
提案価格 （システム導入費/運用維持費）	システムの導入費及び運用開始後の固定費用等、長期的な費用等も含めた、価格は抑制されているか。	15 点
備考 1　審査委員会の委員は、各審査項目の評価基準に記載された視点でそれぞれ自由に採点する。		

2　各審査項目の点数は、審査委員会の委員が採点した点数を単純平均し小数点以下を四捨五入した点数（0 点から配点まで）とする。
3　事業者の獲得点数は、各審査項目の点数を合計した点数とする。
4　限られた時間での審査となるので、企画提案書に記載した内容はプレゼンテーションの際に説明を省略したとしても評価の対象とする。ただし、企画提案書の記載内容とプレゼンテーションの内容又は質疑応答による説明の内容に齟齬があると認めるときは、必要な加点、減点を行うことがある。